1.プログラム別表1の該当部分

<u> </u>	衣「の談当部力
番号	201
構造改革特区に おいて実施可能 な特例措置	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(技術移転事業者)
特例措置を講じ るに当たっての 条件	国立大学教員等が技術移転事業者(TLO)の役員兼業を行うに際し、職務専業を行うに際し、助務時間内における兼を認めることについて国民の理解と納得られる特別の公益性が明確に認めらと、動務時間内の兼業に対が行われること、職務専念義務について、職務専念義務について、職務専合なければ技術移転事業が行えない事情が認められることがおりた。 教育研究活動等の大学の運営に支障が対し整えた上で、特区において実施。

2.基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

【以下の事項について、人事院に要請する。】

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼 業事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	規則		
特例を講ずべき 法令等の名称及 び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-17		

4+174-4-44-48			
特例を講ずべき	国家公務員法第101条においては、職		
法令等の現行規	員は、法律又は命令の定める場合を除い		
定	ては、その勤務時間及び職務上の注意力		
	のすべてをその職責遂行のために用い、		
	政府がなすべき責を有する職務にのみ従		
	事しなければならないこととされ、人事		
	院規則14・17に基づき技術移転兼業		
	を行う場合に、割り振られた勤務時間の		
	一部を割くことができる旨の規定はな		
	[,]		
特例措置の内容	国立大学教員等が技術移転兼業を行う場	・「国立大学教員等」の「等」とは、	・貴見のとおり。
131/3311 = 42 3	合において、勤務時間内兼業によらなけ	人事院規則14-17に定められてい	・認める「主体」は、人事院規則1
	れば技術移転事業者の事業の実施に支障	る者と解してよいか。	4 - 17に定める承認権者(国立大
	が生じると認められ、かつ、勤務時間内	・認める「主体」を明示されたい。	学の長等)である。
	兼業を行ったとしても公務の運営に支障	心のる 工体」を内がと1020。	子の反子)とのも。
	が生じないと認められるときには、給与		
	の減額を前提として割り振られた勤務時		
	間の一部を割くことができるものとす		
r +/- +- /+	3。 	(スの仏の古宮の故理させ、 不知故)	
実施主体	国立大学等、国立大学教員等、技術移	(その他の内容の整理をまって調整)	・「国立大学等」とは、人事院規則
	転事業者	・「国立大学等」の「等」とは、何	14-17に定める大学、高等専門
		か。	学校、大学共同利用機関、特定試験
+= + \ 1 / - \ 1 / 1 / 1 / 1	de la		研究機関などである。
	特になし		
	特になし		
例措置に伴う弊			
害を防止するた			
めの措置)			
特例措置に伴い	国立大学教員等がその割り振られた勤務	・「日時の特定」ではなく、あらかじ	・給与の減額を前提として割り振ら
必要となる手続	時間を割こうとする場合には、日時を特	め定められている公務の時間を除いた	れた勤務時間の一部について職務専
き	定して承認権者の承認を得なければなら	勤務時間のうちの時間数及び頻度のみ	念義務を免除することとする措置な
	ないこととする。	を特定すればよいではないか。	ので、その免除する日時は特定する
		12. 22 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3	必要がある。

1.プログラム別表1の該当部分

<u> </u>	衣「 の 該 当 部 力
番号	202
構造改革特区に おいて実施可能 な特例措置	国立大学教員等の民間企業等との時間内兼業の容認(研究成果活用企業)
特例措置を講じ るに当たっての 条件	国立大学教員等がベンチャー企業等の役員兼業を行うに際し、職務専念義務を免る、職務時間内における新業を認めるまとについて国民の理解と納得がることを前提の公益性が明確に認められることを前提といる。職務専念義務について、職務専念義務について、財務時間が行われることを前提問で、職務専念なければ研究成果活用事業が行えない事情が認められること、特別の条件設定を検討し整認の表によい、特別において、財際によい事情が認められること、対別の条件設定を検討し整記を表によび、特別において実施。

2.基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

【以下の事項について、人事院に要請する。】

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	国立大学教員等の勤務時間内研究成果活 用兼業事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	規則		
特例を講ずべき 法令等の名称及 び条項	国家公務員法第101条 人事院規則14-18		

4+174-4-44-48			
特例を講ずべき	国家公務員法第101条においては、職		
法令等の現行規	員は、法律又は命令の定める場合を除い		
定	ては、その勤務時間及び職務上の注意力		
	のすべてをその職責遂行のために用い、		
	政府がなすべき責を有する職務にのみ従		
	事しなければならないこととされ、人事		
	院規則14-18に基づき研究成果活用		
	兼業を行う場合に、割り振られた勤務時		
	間の一部を割くことができる旨の規定は		
	ない。		
特例措置の内容	国立大学教員等が研究成果活用兼業を行	・「国立大学教員等」の「等」とは、	・貴見のとおり。
	う場合において、勤務時間内兼業によら	人事院規則14-18に定められてい	・認める「主体」は、人事院規則 1
	なければ研究成果活用企業の事業の実施	る者と解してよいか。	4 - 18に定める承認権者(国立大
	に支障が生じると認められ、かつ、勤務	・認める「主体」を明示されたい。	学の長等)である。
	時間内兼業を行ったとしても公務の運営		
	に支障が生じないと認められるときに		
	は、給与の減額を前提として割り振られ		
	た勤務時間の一部を割くことができるも		
	のとする。		
実施主体	国立大学等、国立大学教員等、研究成	(その他の内容の整理をまって調整)	・「国立大学等」とは、人事院規則
	果活用事業者	・「国立大学等」の「等」とは、何	14-18に定める大学、高等専門
		か。	学校、大学共同利用機関、特定試験
			研究機関などである。
想定対象地域	特になし		
	特になし		
例措置に伴う弊			
害を防止するた			
めの措置)			
特例措置に伴い	国立大学教員等がその割り振られた勤務	・「日時の特定」ではなく、あらかじ	・給与の減額を前提として割り振ら
必要となる手続	時間を割こうとする場合には、日時を特	め定められている公務の時間を除いた	れた勤務時間の一部について職務専
き	定して承認権者の承認を得なければなら	勤務時間のうちの時間数及び頻度のみ	念義務を免除することとする措置な
	ないこととする。	を特定すればよいではないか。	ので、その免除する日時は特定する
			必要がある。